

毎月の医療費が高額になっても

高額医療費の 支払制度

被保険者が、同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費（保険適用分）が6万3600円（住民税非課税世帯は3万5400円）を超えた場合、その超えた額を国保が負担し、申請によりあとから払い戻されます。これが高額療養費の支給制度です。



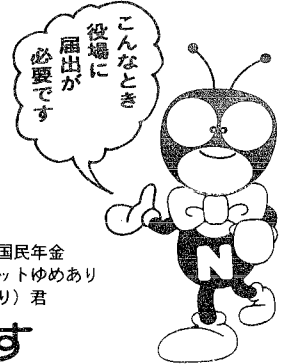
高額療養費を受けられる場合	6万3600円を超える一部負担金を支払った場合	1人、1か月、1つの医療機関へ支払った医療費が6万3600円（住民税非課税世帯3万5400円）を超えたとき。
	世帯合算ができる場合	同じ世帯で、1か月に、医療機関へ支払った医療費が3万円（住民税非課税世帯2万1000円）以上の人が複数いたときで、合わせて6万3600円（住民税非課税世帯3万5400円）を超えたとき。
	多数該当の場合の特例	同じ世帯で、12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けたとき。4回目からは、3万7200円（住民税非課税世帯2万4600円）を超えた額が支給されます。
	厚生大臣の定める特定疾病の場合	血友病と人工透析が必要な慢性じん不全は、「特定疾病療養受療証」を病院の窓口へ提出すると、1か月1万円以内の支払いで済みます。

自己負担額の計算 で注意する点…

- 月の1日から末日まで（暦月）ごとに、1か月として計算します。（月をまたがって診療を受けた場合は、暦月ごとに別々に計算します。）
- 同じ病院・診療所でも、内科と歯科は別計算となります。
- 同じ病院・診療所でも、入院と通院は別計算となります。ただし、入院している場合に、他の科を受診したときは、一部負担金は一連の診療として計算されます。
- 総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院として計算します。ただし、入院している場合は、歯科以外の他の科は一連の診療として計算されます。
- ひとつの病院・診療所ごとに計算（2つ以上を合計することはできません。）
- 差額ベッド代、歯科差額代、入院時の食事代の標準負担額は支給の対象外。
- 処方せんに基づき薬局で支払う薬剤代も合算します。

《お問い合わせは》 国民健康保険係 38-3111（内線139）まで

ゆめあり通信






新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

春は異動の季節です

確実な届出はあなたの老後を守ります

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。職業などにより3つの種別に分けられ、本人や配偶者の就職・転職・退職などにより種別が変わります。種別が変わった場合は、そのつど、役場に届出をしなければなりません。あなたの大切な年金です。忙しくても届出は忘れずに！

第1号被保険者  <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業者・学生など及びその配偶者 ●国民年金の保険料は個人で納めます。経済的に納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。 	第2号被保険者  <ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金・共済組合に加入している会社員、公務員など ●国民年金の保険料は加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。 	第3号被保険者  <ul style="list-style-type: none"> ●第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 ●国民年金の保険料は配偶者(第2号被保険者)の加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。
---	---	--

20歳になったとき

- 第1号被保険者**
学生や無職の人なども20歳から加入し、保険料を納めます。
厚生年金や共済組合に加入しているときは届出の必要はありません。
- 届出に必要なもの
印鑑、20歳前に第2号被保険者になったことのある人は年金手帳

就職したとき

- 就職し、厚生年金や共済組合の加入者となったとき。
第1・第3号被保険者→第2号被保険者
- 届出に必要なもの
印鑑、年金手帳、健康保険証など

退職したとき

- 退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。
第2号被保険者→第1号被保険者
- 届出に必要なもの
印鑑、年金手帳など

配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき

- 結婚、本人の退職、配偶者の就職などにより、配偶者に扶養されるようになったとき。
第1・第2号被保険者→第3号被保険者
- 届出に必要なもの
印鑑、本人と配偶者の年金手帳、健康保険証など

配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき

- 一定額以上の収入を得るようになり配偶者に扶養されなくなったときや、離婚したとき。
第3号被保険者→第1号被保険者
- 届出に必要なもの
印鑑、年金手帳など

配偶者(第2号被保険者)が退職したとき

- 配偶者が退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。
第3号被保険者→第1号被保険者
- 届出に必要なもの
印鑑、年金手帳など

保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の保険料は、役場から発行された納付書等により納めることになっています。忙しくて、毎月保険料を納めに行くのが大変という方は、口座振替をご利用ください。平成11年度分の保険料は、平成12年4月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書

では納めることができなくなります。保険料の納め忘れが多くなると、老後の支えとなる老齢基礎年金はもちろんのこと、介護基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。